

認可外保育施設設置届

年 月 日

熊本市長 様

住 所

氏名（又は名称）

代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

① 事業所の名称											
② 事業所の所在地	〒						Tel				
	最寄り駅			線		駅		バス		分	
個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 医療法人 日赤 その他法人() 任意団体											
④ 設置者名											
⑤ 設置者住所	〒										
	Tel			メール アドレス							
⑥ 代表者名	(氏名)			(職名)							
⑦ 管理者名	(氏名)			(職名)							
⑧ 管理者住所	〒										
	Tel			メール アドレス							
⑨ 事業開始年月日	年			月			日				
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所 [直営店・FC] うち都道府県内 箇所							無			
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間			時間外保育提供可能時間			備考				
	平日			: ~ :			: ~ :				
	土曜日			: ~ :			: ~ :				
	日・祝祭日			: ~ :			: ~ :				
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ヶ月 ~ 歳)			※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。							
	・定期契約 (// 歳 ヶ月 ~ 歳)										
	・一時預かり (// 歳 ヶ月 ~ 歳)										
	・夜間保育 (// 歳 ヶ月 ~ 歳)			※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。							
	・24時間保育 (// 歳 ヶ月 ~ 歳)										
	・ () (// 歳 ヶ月 ~ 歳)										

⑬ 利用料金設定状況		月単位	週単位	日単位	時間単位	日中夜間別
		所得別	その他 ()			設定なし
⑭-1 利用料金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円
⑭-2 利用料金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時	備考
単位 (時間)	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円	
	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円	

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									
	保育に従事する者に対して乳幼児1人の預かりのため、設定なしの場合は○を付ける→								設定なし

⑯ 届出年月日の前日において保育している児童の人数 (令和 年 月 日現在)

保育提供時	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
	2時間以下	月・定								
一時										
2時間～ 4時間以下	月・定									
	一時									
4時間～ 6時間以下	月・定									
	一時									
6時間～ 8時間以下	月・定									
	一時									
8時間～	月・定									
	一時									
小計	月・定									
	一時									
計										

⑰ 保険 加入 状況	加 入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()		
	※保険契約書 別添	保 險 事 故 (内 容)			
		保 險 金 額			
		保 險 料			
未加入					
⑱提携医療機関	機 関 名				無
	所 在 地				
	電 話 番 号				
	提 携 内 容				

⑱ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)

資格の有無等	A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
	人	人	人	人	人	人	人	人		
・保育業務への従事 従事している 従事していない ・資格 (従事している場合に記入) 保育士 看護師 准看護師 その他 ()			保育士	人	保育士	人				
			看護師	人	看護師	人				
			准看護師	人	准看護師	人				
			家庭的保育者		家庭的保育者					
				人		人				
			基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
				人		人				
		その他 ()		その他 ()						
			人		人					

⑳ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)

資格の有無等	A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
	人	人	人	人	人	人	人	人		
・保育業務への従事 従事している 従事していない ・資格 (従事している場合に記入) 保育士 看護師 准看護師 その他 ()			保育士	人	保育士	人				
			看護師	人	看護師	人				
			准看護師	人	准看護師	人				
			家庭的保育者		家庭的保育者					
				人		人				
			基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
				人		人				
		その他 ()		その他 ()						
			人		人					

⑳ 事業所に在籍している保育従事者数 人

注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数終了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については、有資格者の欄に計上すること。

- ・保育士 人
- ・看護師・准看護師 人
- ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者 人
- ・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者 人
- ・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者 人
- ・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 人
（研修名： ）
- ・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人
（うち、採用した日から1年を超えていない者 人）

⑳	職員の研修等の参加状況	参加	（研修名等： 参加者数 人） （研修名等： 参加者数 人） （研修名等： 参加者数 人）
		無	

※ 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2（2）イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉓	子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
---	--------------------------	--

㉔	設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	（有の場合、その命令の内容） 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 （： 年 月 日）
---	--	-------	---

【添付資料】

- ・ 利用料金の記載に当たり、利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- ・ 職員名簿および資格者証（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- ・ 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- ・ マatchingサイトを利用する場合、Matchingサイトにより提供するサービス内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
～施設の運営状況を把握する上で、参考となる資料～
- ・ 施設のパンフレット（入園案内など）
- ・ 勤務割表（シフト表）
- ・ 園児の賠償責任保険の契約書類の写し

記載上の注意

- 【③】 次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・個人……………個人が設置するもの。
 - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
 - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
 - ・NPO法人……………特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 - ・医療法人……………病院、医師や歯科医師が常勤する診療所、介護老人保健施設または介護医療院の開設、所有を目的とする法人である。
 - ・日赤……………日本赤十字社は、日本における赤十字社。1952年（昭和27年）に制定された日本赤十字社法によって設立された認可法人。社員と呼ばれる個人及び法人参加者の結合による社団法人類似組織である。略称は「日赤」。
 - ・その他法人……………上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
 - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑩】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。
- 【⑪】 ○開所時間
24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。
- <月極契約>
入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
- <定期契約>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）
- <一時預かり>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【13】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。
- 【14-1】利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、**年齢別に料金が分かる書類**を添付してください。
- 【14-2】利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【15】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は、レ（チェック）を記入してください。
- 【16】 届出年月日の前日現在の年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「**学童**」は届出年月日の前日に預かった**小学生以上の児童数**を記入してください。
- 【17】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、**保険会社との契約書類**を添付してください。
- 【18】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 【19】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。
- 【20】 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。
- 【21】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。
- 【22】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。
- 【23】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。
- 【24】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5号に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りません。